HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	刑の執行猶予の量刑判断について : 日台における一般情状に対する考察を踏まえて［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	林, 儹紘
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第15121号
Issue Date	2022-09-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/87157
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	LIN_ZanHong_abstract.pdf, 論文内容の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

博士（法学）　林儹紘

学位論文題名

刑の執行猶予の量刑判断について
―日台における一般情状に対する考察を踏まえて―

学位論文内容の要旨

本研究では、日台における執行猶予判決の形成過程や量刑事情である「一般情状」の判断に関する現代刑罰論・量刑論・処遇論の理論的、実践的課題を究明し、今後の執行猶予制度のあり方と、それに関わる一般情状事実への考慮のあるべき姿を明らかにする。

具体的には、日台における執行猶予制度の立法目的と制度設計の背後にある考え方（刑罰論）が量刑過程における一般情状の判断の仕組み（量刑論）にいかなる変化や影響を与えるかを考察する。それを通して、一般情状が持つ機能及びその今日的意義の考え方と処遇効果（処遇論）を検討した上で、今後の執行猶予判決の形成過程における一般情状に関する評価と、基準に求められるべき役割とあるべき姿を提示する。

本研究の主な構成について、以下の通りである。

第一章では、刑罰論の観点から日台における執行猶予制度形成の歴史的な経緯を掘り下げる作業を行った。そこで明らかになったことは日台の共通点であり、以下の二点である。

一つは、ヨーロッパ大陸においては、プロベーションが導入される前に、元々ある犯罪者の善行保持を要求すること、いわゆる「条件付き」が存在し、その後、導入されたプロベーションと結合する形になった。このことは、日本と台湾の制度運用においても主な特徴として機能しているが、そこで犯罪者の善行保持のために、プロベーションを通じて犯罪者を監視・コントロールすることを重視した結果、英米における宣告猶予制度と異なることが分かった。もう一つは、日台における執行猶予が運用される際に、適用対象者が執行猶予期間中に有権者からの指示を遵守しない場合には、執行猶予が取り消されており、服役することになるという制度が設けられている。そういった制度設計は行政権の行使を通じて刑罰権を消滅させるか否かを決めるという点で恩赦の意味に取れる。

以上のことから、日台における執行猶予制度は犯罪者の悪性に属する犯行歴と刑種をメインとする制度の適用条件だけではなく、服役の可能性から生じる威嚇効果にもより、犯罪者を許すかどうかという刑事上の一時的な緩和措置（もしくは自由刑に付属している措置）だと言えるだろう。そして、それによって「犯罪者の社会復帰」の基本理念及び「自由刑の弊害を防ぐ」という期待効果と噛み合わない状態が残っていることを表す。

第二章では、近年の司法統計を通じて日台における執行猶予制度の運用実態を明らかにした。具体的には、①執行猶予率②執行猶予期間の長さ③執行猶予の取消事由という三つの項目から日本と台湾、それぞれのデータの分布状況を整理し、比較した。その結果、犯罪者がなるべく刑務所に赴くことを避けるという点で、①の統計により、表面上は日本の方が台湾と比較すると、執

行猶予制度を積極的に運用していると言える。しかしながら、上記の②③の統計から見ると、日本と台湾の裁判官は共に、執行猶予判決を下す際に、量刑判断である犯情と一般情状への考慮について、特に再犯リスクが高い犯罪者に対して、一般情状より、犯情をより重視し、全体的に特別予防効果を犯情または実刑による威嚇効果に求める傾向を示している。

第三章では、執行猶予判決の形成過程において、現在運用されている量刑判断の点で、一般情状に対する認識と運用をめぐる問題が浮かび上がってきた。これを解決するために、量刑判断の背後にある思考モデルと再犯防止概念に関する検討を行った。その検討結果は以下の通りである。

第一に、行為者の責任を量刑の「基礎」としたことから生じた日本式（一般情状が副次的な位置を占めており主要な位置を占める犯情事実を調整するもの)、と「量刑基準」と「量刑事情」が混同されたままの状態から生じた台湾式(一般情状が行為責任･犯情と共に一斉に考慮するため、一般情状の位置付けと機能が全て裁判官の心証で決められるの）を提示した。そこでは、日本式及び台湾式の欠陥があり、修正する必要があるという結論に達した。それらの欠陥とは、例えば日本式は一般情状に対する考慮が足りないことが原因で犯人の再社会化という機能の発揮が相当に抑えられ、台湾式は裁判官から一般情状の仕組みに対する認識の不足により、一般情状の特別予防機能から犯情の特別予防機能に転換してしまうこと、もしくは両者ともに再犯防止概念の誤用傾向があることである。そして、本研究は「行為者の責任を量刑の上限とし、特別予防の必要性に応じて刑罰を決める」という思考モデルを日本式と台湾式の代案として提案し、そこでの特別予防の運用については、一般情状事実の中から犯人の再社会化に資する要素と刑罰を減軽する要素を抽出することに限定されることを求めるものである。

第二に、日台における執行猶予判決を通じて再犯防止概念の明文化により生じた課題を検討した。そこで治安改善という目的を主とした再犯リスクの管理は、再犯防止概念の明文化と結合し、一つの主な量刑基準として量刑実務に徐々に浸透していることが判明した。その結果、刑の量定を行う際に特別予防的考慮の形骸化がさらに進む可能性があるという問題を指摘した。それを解決するために、再犯防止は犯罪者の更生意欲と共に反射的効果として理解されることに繋がるべきであると考える。一方で、日本と台湾では、既に明文化された再犯防止概念は量刑判断の重点内容として行われている。したがって、量刑上再犯防止概念の不当利用を避けるための唯一の対策は、消極的責任論を再確認した上で、処遇の特徴である公益的、福祉要素、保護要素から再犯防止の運用を限定することと思われる。その再犯防止の目的は、強制的でない被告人の更生意欲の喚起に導かれるような枠組みの確立を通じて特別予防的機能を補強するためである。

第四章では、以上の分析結果を踏まえての提案、及び今後の課題について論じる。

提案１は、執行猶予制度は自由刑に付属している措置ではなく、独立の制裁手段だと考えるべきである。この考え方に基づくならば、たとえ執行猶予判決を言い渡された被告人がある事情（執行猶予期間中に他の罪を犯したことや遵守事項に違反したことなど）で執行猶予の取消しの適用対象者になっても、自由刑以外の矯正措置を受ける可能性があるため、自由刑の弊害を防ぐとい

う制度の運用効果が生じる。

提案２は、量刑判断において、前科の運用が厳罰化の契機にならないように、制度の法定要件・刑の加重要件・社会内処遇の利用回数に関する制限から外し、その代わりに被告人の改善更生に有利になる犯罪原因の分析と処遇上のニーズの充実に関する再検討という方向性につなげるべきである 。これによって、一般情状が考慮される際に、前科は被告人の改善更生に資する要因になり、運用上の合理性と妥当性が維持されると考えられる。

提案３は、執行猶予判決を言い渡された被告人の自発的な規範意識・更生意欲を喚起するために、今まで執行猶予期間中に運用されている処遇プログラムや遵守事項の内容の在り方に関しては、被告人の更生効果を発揮できる自己統制力と自己認識力の養成状況を把握しにくいため、修正する必要がある。例えば、処遇プログラムや遵守事項の内容の在り方において、被告人が自己決定権の行使を通じて業務担当者と交渉するなどである。また、それに加えて、被告人が処遇プログラムや遵守事項の内容を確実に実行し、業務担当者がその自己統制力と自己認識力の養成効果が得られるかどうかに関する評価を行う。そして、その評価された養成効果の結果に基づき、一般情状事実の判断内容とすることによって執行猶予期間の長さを縮小できる、という司法上の裁量権の創設が必要である。

今後の課題として、量刑を決する際の判断材料に関係する刑事司法と福祉の具体的な連携の在り方、宣告猶予制度に関する量刑の在り方といった点についてはより詳細な検討が望まれる。